

## 会員規約

第1条 本規約の範囲および変更

第2条 会員

第3条 会員の承諾

第4条 会員番号およびパスワードの管理責任

第5条 変更の届出

第6条 設備等

第7条 規約の変更

第8条 サービスの一時的な中断

第9条 非保証

第10条 損害賠償

第11条 データの削除

第12条 フォーラム、掲示板等への記載

第13条 提供範囲

第14条 利用料金等

第15条 利用料金等の支払い

第16条 延滞損害金

第17条 会員資格の取消

第18条 退会

第19条 個人情報の取り扱い

第20条 専属的合意管轄裁判所

株式会社インターリンク（以下「当社」という）は、当社の提供するサービスの利用に関し、以下の通り会員規約を定めます。

### 第1条 本規約の範囲および変更

1. 本規約は、当社が提供する全てのサービス（以下「本サービス」といいます。）に適用されるものであり、本サービスの利用に関する当社と会員との間の契約の内容となるものとします。但し、各サービス独自の利用規約において、本契約と異なる定めがあるときは、当該サービス独自の利用規約の規定が優先的に適用されるものとします。

2. 本規約に関して、当社は、随時、会員に対し、ウェブサイトにおける発表等のオンライン上の手段を含め当社が適宜選択する方法によって、諸規定を公表することがあります。これらの諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条 会員

本規約において、「会員」とは、当社の指定する手続きによって当社に本サービスの利用を申し込み、当社が入会の承諾をした者をいい、有償・無償を問わないものとします。また、会員は本規約の内容に拘束されるものとします。

## 第3条 会員の承諾

以下の各号のいずれか一つにでも該当する場合は、入会の承諾をしない場合があります。または承諾後であっても、承諾の取消を行う場合があります。

- (1) インターネットの発展に害を与えると判断される場合
- (2) 過去に会員規約違反等により、インターネットの会員資格の取消、または、本サービスの会員資格の取消が行われていた場合
- (3) 利用の申込の内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
- (4) 本サービスの利用料の支払いを怠った場合
- (5) 会員が、反社会的勢力等であるか、または、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして当社が判断した場合。なお、「反社会的勢力等」とは、以下のいずれか一つにでも該当する者をいいます。
  - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）
  - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、または、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - ③自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する者
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
  - ⑤役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) その他、当社が会員として不相当と判断する場合

## 第4条 会員番号およびパスワードの管理責任

1. 会員は、会員番号として、当社より付与された番号（以下「ID」という）およびパスワード（仮パスワードおよびパーマネントパスワードを含む。以下同様とする。）を第三者に貸与、売買、または質入等することはできません。なお、第三者に譲渡、または名義変更する場合は、当社所定の手続きを経なければならないものとします。

2. 会員は、IDおよびパスワードを自己の責任により管理、使用するものとします。会員は、IDおよびパスワードでの本サービスの利用に関する責任を負うものとし、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。当社は、会員によるIDおよびパスワードの管理、使用に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 第5条 変更の届出

会員は、住所、所属団体、勤務先、その他の当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を当社に行うものとします。なお、婚姻による姓の変更等当社が承諾した場合を除き、登録された氏名の変更を行うことはできません。

## 第6条 設備等

会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器その他の機器を、自己の費用負担において準備するものとします。また、自己の費用負担で、使用する機器をインターネットその他の電気通信サービスを利用して当社のセンターに接続するものとします。その際に必要な手続きは、会員が自己の責任と費用で行うものとします。

## 第7条 規約の変更

当社は、随時、本規約を変更することがあります。この場合、当社は変更をする旨、変更の内容および変更の効力発生時期を当社ウェブサイト上における公表その他の適切な手段により、変更の効力発生時期よりも前に会員に周知するものとします。

## 第8条 サービスの一時的な中断

当社は次に該当する場合には、会員に連絡することなく、一時的にサービスを中断する場合があります。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上、技術上会社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

## 第9条 非保証

1. 本サービスの内容は、当社がその時点で提供可能な現状有姿のものとします。当社は提供する情報、会員が登録する文章およびソフトウェア等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。当社は、本サービスの提供の遅延または中断等が発生しても、理由の如何を問わず、その結果として会員または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社提供設備の故障・障害その他の事由での本サービスの提供の遅延または中断等による会員のデータの消失、毀損の可能性に備え、会員は自己の責任においてデータの保全、およびバックアップを行うものとします。

## 第10条 損害賠償

1. 当社は本サービスの利用に関して発生した会員の損害について、いかなる責任をも負わないものとし、請求原因または名目の如何を問わず、一切の損害賠償をする義務はないものとします。万一、当社の故意または重大な過失が理由で本サービスを提供しなかった場合であって、会員が本サービスに関して救済を求めるときは、当社の損害賠償責任は、請求原因または名目の如何を問わず、現実に発生した通常かつ直接の損害のみに限られ、間接的損害、付随的損害または逸失利益は責任の範囲から除外されるものとし、かつ、申込書に定める月額利用料の1ヶ月分に相当する金額を上限とします。

2. 会員が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもって解決し、当社に損害を与えることのないものとします。会員が本契約に反した行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

## 第11条 データの削除

会員が本サービスに登録した情報および文章等のデータが、当社が定める所定の保存期間または保存容量を越えた場合は、会員へ事前に通知することなく削除されることがあります。また、当社は、本サービスの運営および保守管理上の必要から、会員へ事前に通知することなく、会員が本サービスに登録した情報および文章等のデータを消去する場合があります。当社は、これらのデータの削除または消去について、会員に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第12条 フォーラム、掲示板等への記載

会員は、本サービスの利用において文章、ソフトウェア等を公開する場合、第三者の著作権その他権利を侵害しないものとします。この場合において、第三者との間で著作権その他の権利の侵害に基づく紛争等が発生した場合には、会員は自己の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、当社に一切の損害を与えないものとします。

## 第13条 提供範囲

当社は自己の判断に基づき、会員ごとに本サービスの提供範囲の制限を設定または変更することがあります。

## 第14条 利用料金等

1. 本サービスの利用料金等は、サービスごとに定めている金額とします。
2. 利用料金等の算定方法は、日単位（日割り）の計算はなく、別段の定めのある場合を除き、月単位の場合は毎月の初日から月末までの間、年単位の場合は利用開始日が含まれる月から1年（12ヶ月）までの間として計算します。
3. 会員は、利用料金等に係わる消費税およびその他、賦課される税を負担するものとします。
4. 利用料金等の変更が生じた際は、第7条の規定に準じるものとします。

## 第15条 利用料金等の支払い

本サービスの利用料金等の支払いに関しては、会員において次の各号に定めるいずれかの支払方法を選択し、サービスごとに提示または掲載している金額を支払うものとします。なお、個別に支払方法等が規定されている場合には、その条件に従うものとします。また、収納代行会社、金融機関等で別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定等の規定がある場合には、それらに従うものとします。会員と当該収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任はないものとします。

- (1) クレジットカード  
当社が承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約に基づき支払う方法
- (2) NTT支払（tabal・電話料金合算等）  
NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモの料金と一緒に支払う方法で、NTTファイナンスを通じて支払う方法
- (3) 口座振替支払  
前払い請求となり、毎月27日（金融機関休業日の場合、翌営業日）に会員の指定口座から月単位支払の場合は翌月分、年単位支払の場合は翌年度分のサービス料金をお引き落としにより支払う方法
- (4) 請求書による支払い  
前払い請求となり、金融機関またはコンビニエンスストアにおいて、本サービスの利用料金等に振込手数料またはコンビニ収納代行手数料を加えた金額を支払う方法

## 第16条 延滞損害金

利用料金の支払いが、支払期日を過ぎても行われなかった場合は、会員は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、利用料金等と一括して、当社が指定した日までに支払うものとし

す。

## 第17条 会員資格の取消

会員が、次の各号の一つにでも該当する場合（軽微な場合も含まれます）、当社は当該会員の会員資格を会員に何らか事前に通知および催告することなく、一時停止または取消することができます。この場合当社は既に支払われた利用料金等の払い戻し等は、一切行いません。また、会員に未払いの利用料金等がある場合、会員資格の一時停止または取消によっても、会員は利用料金等の支払義務を免れるものではありません。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) IDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (4) 本サービスの運営を妨害した場合
- (5) 本サービスの利用料金等の支払債務の履行を遅延し、または支払いを拒否した場合
- (6) 収納代行会社、金融機関等により会員の指定した支払口座の利用が停止させられた場合
- (7) 本規約のいずれかに違反した場合
- (8) 会員が、第3条第(5)号に定める反社会的勢力等であるか、または、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判断した場合
- (9) その他当社が会員として不適当と判断した場合

## 第18条 退会

会員は、退会（解約）をする場合には、以下の事項を承諾の上で退会するものとします。

- (1) 会員は、当社所定の手続きにより退会できます。本サービス利用が複数の場合は、すべての退会手続きを行うことで退会となります。また退会受付・受理は、日本標準時にて取り扱います。
- (2) 当社に対する利用料金等その他債務の全額をただちに支払うものとします。なお、当社に既にお支払いいただいた利用料金等や本サービスの利用権等の払い戻し等は一切行いません。
- (3) 当社は、契約有効期限前であっても会員が指定した退会日を優先して退会処理を行います。支払方法を口座振替支払、または請求書による支払いを選択されている場合は、指定できる退会日は翌月以降となります。
- (4) 会員は、退会日までに当社提供のサービス利用を速やかに停止するものとし、アクセスを継続している、または接続を維持している場合は、会員自身による退会処理が完了していないものとみなし、利用料金等を支払うものとします。

## 第19条 個人情報の取り扱い

会員は、会員の個人情報について、当社が下記の「個人情報保護ポリシー」に定めるところに従って、利用目的の達成に必要な範囲内で利用、または、提携先等の第三者に提供することがあることに同意するものとします。

個人情報保護ポリシー



## 第20条 専属的合意管轄裁判所

---

会員と当社の間で、訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 付則

---

- この会員規約は、2000年10月01日より施行する。
- 2005年4月20日、個人情報取り扱いについて追記
- 2008年1月8日、第18条改定
- 2008年12月9日、第18条改定 退会日以降の利用について追記
- 2015年3月6日、第19条改定
- 2018年2月20日、第3条、第9条、第10条、第11条、第14条、第17条、第18条 反社会的勢力、損害賠償、支払い種別、退会について追記
- 2021年4月9日、前書き、第1条、第2条、第4条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条改定